

自衛官募集



●種目

- ①幹部候補生
- ※一般・専門(陸)・飛行(海空)
- ②幹部候補曹
- ③一般曹候補生

- ①資格
- ・大卒(見込含)：22歳以上26歳未満

- ・院卒(見込含)：20歳以上28歳未満 修士課程修了者など
- ②20歳以上33歳未満
- ③18歳以上33歳未満

- 採用試験
- ・筆記、口述試験
- ・適性、身体検査
- ※試験日などは問い合わせ先へ

●受付期間

- ①②第1回：4月3日まで 第2回
- ：4月22日～6月5日
- ③第1回：5月7日まで 第2回
- ：7月1日～9月1日

●その他

愛知地方協力本部ホームページから申込み

●申込み・問い合わせ

自衛隊愛知地方協力本部 半田地域事務所
☎0569(21)0004

令和8年 経済センサス・活動調査



経済の国勢調査で今を知り、未来の力に！

●調査期日

令和8年6月1日(月)

●調査対象

全国すべての事業所・企業

●主な調査事項

事業内容などの基礎項目と、売上高などの経理項目

●調査方法

- ▼調査員による調査
- ・対象 支所を有さない小規模な事業所、個人経営

の事業所、新設された事業所

- ・配布方法 4月にインターネット回答用の調査書類を郵送、5月に調査員が訪問し紙の調査票を配布
- ▼本社一括調査
- ・対象 支所を有する企業
- ・配布方法 5月頃に本社宛てにインターネット回答用の調査書類を郵送

☒インターネットセンター



回答はインターネットがおすすめです。

●調査票の入力方法について

- ☒0120(138)102(無料)
- ☎03(6628)3662(有料)
- ：インターネット回答について

☒町住民自治課

内線295
：調査員に関すること

自衛官募集に係る対象者情報の提供を希望しない方へ



●申込み

町では法令に基づき、自衛官を募集する自衛隊に対し、対象者の氏名、住所を情報提供しています。この情報は、自衛官等募集案内の送付に使用されますが、個人情報の提供を望まない方は、除外申請書を提出してください。

5月29日(金)までに除外申請書および本人確認書類をメール、郵送(必着)または直接問い合わせ先へ

※本人以外の方が申請する場合は、委任状および本人・代理人の本人確認書類が必要

※除外申請書は防災課で配布または町ホームページからダウンロード

●対象

町内に住民登録がある平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれまたは平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの方

☒ 防災課 内線348

☒ posai@town.aichi-higashimura.lg.jp

慰霊巡拝

国では、戦没者を慰霊するため、遺族を対象に慰霊巡拝を実施しています。この事業は、戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、甥、姪の旅費を補助するものです。

実施予定時期、申込方法などは問い合わせ先へ

●派遣地域

東部ニューギニア、インド、ウズベキスタン、フィリピン、硫黄島 など

☒ ふくし課 内線124

「東浦町ボランティア活動 支援交付金」申請受付中!



●東浦町ボランティア活動
支援交付金って?

ボランティア・NPOが
町内で行う事業に対して、
最大10万円を交付するもの
です。

●対象者

総合ボランティアセン
ター(なないろ)に登録して
いるボランティア(個人・
団体)、NPO

●対象となる活動

- ・地域の公共的な課題を解
決するための事業
- ・地域の実施団体などに
おける人材の発掘または育
成に関する事業
- ・地域情報の収集または発
信に関する事業
- ・コミュニティ組織の強化
または地域のネットワー
ク化に関する事業

●対象経費

講師などへの謝金・謝礼、
消耗品、燃料費、印刷代、
郵便料金、保険料、会場使
用料、事務所の賃借料、備

品購入費など

●申請方法

4月1日(火)～9月30日(金)
に申請書と添付書類(事業
計画書、収支予算書、規約
など団体の概要がわかる資
料)をメールまたは直接問
い合わせ先へ

※申請書は住民自治課、総
合ボランティアセンター

(なないろ)で配布または
町ホームページからダウ
ンロード

●審査方法

提出された申請書および
添付書類を審査し、交付・
不交付を決定します。

☑ 住民自治課 内線2995

✉ juminjichi@town.
aichi-higashura.lg.jp



4月2日は「世界自閉症啓発デー」 4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

■発達障がいって?

自閉スペクトラム症、学
習障害、注意欠如多動性障
害などの、通常低年齢にお
いて発現する脳機能の障
がいです。そのため、他人との
関係づくりやコミュニケーション
シヨンなどが苦手、知的能
力が低いわけではないのに、
学力や話す力、言葉の理解
力の遅れがあるといわれて
います。発達障がいについ
て知る、理解することは発
達障がいのある人だけでな
く、誰もが幸せに暮らすこ
とができる社会の実現につ
ながります。

■発達障がいには
どんなものがある?

●自閉スペクトラム症
(ASD)

自閉症、アスペルガー症
候群、広汎性発達障がいな
ど。主な特徴として対人関
係が苦手、言葉の発達の遅
れや興味・行動に強いこだ
わりがあります。3歳まで

にいずれかの特徴が現れる
と言われています。

●学習障害(LD)

基本的に知的発達に遅れ
はありませんが、聞く、話
す、読む、書くなどの特定
の領域で学習の遅れがみら
れる障がいです。

●注意欠陥多動性障害
(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣
り合いな注意力、衝動性、
多動性を特徴とする行動の
障がいです。7歳までに特
徴が現れ、社会的な活動や
学業の機能に支障をきたし
ます。

■発達障がいのある人には
年齢など、相手に合わせ
た配慮が必要です。

例えば:

- ・相手の意図がくみ取りに
くいと感じられるときは、
説明者の意図が伝わって
いない可能性を考慮して
応対する。
- ・言語的コミュニケーション

ンが苦手な場合は、視覚
情報で簡潔に伝える。
・感覚過敏の人には、落ち
着いた環境を用意する。
・こだわりがある人には、
こだわりを受け止めた上
で適切に対応する。

■相談窓口

●あいち発達障害者
支援センター

▼電話相談 月～金曜日
午前10時～正午、
午後1時～4時

☎0568(88)0849

▼来所相談(予約制)

月・木曜日(祝日・年末
年始を除く)

- ・予約受付
午前9時～正午、
午後1時～5時

☎0568(88)0811

内線8109

☑ 障障がい福祉課

内線121



事業承継個別相談会を開催します！



県事業承継・引継ぎ支援センター、刈谷市、大府市と連携し、事業承継個別相談会を開催します。事業承継をお考えの方はご利用ください。

●内容

公的機関である県事業承継・引継ぎ支援センターの専門スタッフによる個別相談

●とき

6月、10月、2月の各第

4火曜日

・午前10時～11時

・午前11時30分～午後0時30分

●場所 勤労福祉会館

●対象

・刈谷市、大府市または町内の事業所を経営する方
もしくは後継者
・刈谷市、大府市または町外の事業所を経営する刈

谷市、大府市または町内在住の方

●申込み

相談希望日の1週間前までに申込用紙をメールで問い合わせ先へ

※申込用紙は勤労福祉会館で配布または町ホームページからダウンロード

●勤労福祉会館

☎0562(83)6118

✉shokonosei@town.

aichi-higashinara.lg.jp

4月15日～24日は「春の安全なまちづくり県民運動」

「春の安全なまちづくり県民運動」



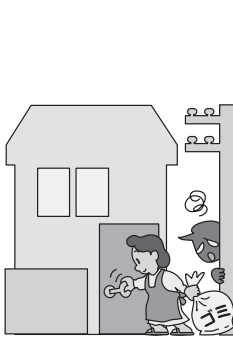
被害にあわないために「自分だけは大丈夫」と思わずに対策しましょう。春の県民運動では、次の4項目を重点とし、犯罪の抑止を図ります。

①侵入盗の被害防止

出かける時は、必ず鍵をかけ、在宅中も施錠しましょう。

③自動車盗の被害防止

照明や防犯カメラなどの対策がとられた駐車場を選びましょう。



②特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

防止



「他人にキャッシュカードを渡さない」、「暗証番号を渡さない」

④子どもと女性の犯罪被害防止

人通りが多く明るい道を通りましょう。



●住民自治課 内線295

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

●対象

次のいずれかに該当する保護者
・生活保護世帯の方

・当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方

・町民税が非課税または減免されている方

・個人事業税または固定資産税が減免されている方

・国民年金の掛金が減免されている方

・国民健康保険税が減免などされている方

●受付 随時

●教育課 内線176



「住みたいと選ばれるまちをつくる事業」 幸せの種未来つくりプログラム
『まなびのわ』
〜誰から始まってもいい、自由な講座の形〜



①マイスタディ講座

学びたい気持ちを形にするため、主催者・受講者として講座を企画・運営

②マイプロデュース講座

自分のスキルを活かすため、主催者・講師として講座を企画・運営

③学びびーネットワーク講座

主催者として、イチから講座を企画・運営

■講座開催までの流れ

(1) 申請書を問い合わせ先

へ提出

(2) 審査し、開催を決定

(3) 広報紙などで参加者を募集

(4) 講座を開催

※定員の半数以上の参加申込みが必要

■募集内容

●講座開催時期

9月〜令和9年3月中旬

●募集講座数

① 5回 ② 30回 ③ 5回

※1講座5回まで、1回2

時間程度

●申込み

4月2日(木)〜5月8日(金)

※申請書を問い合わせ先へ

たスタイル文化センターで配布または町ホームページからダウンロード

■追加募集

募集講座数に達しなかった場合のみ随時募集(先着順)

●追加募集期間

7月2日(木)〜9月30日(水)

問メモリーとんがったスタイル文化センター
☎0562(83)9567

●その他

日程変更・中止の場合あり

●申込み

窓口開設日の前月1日〜直前の木曜日正午までに町公式「Eメール予約・申込み」ニューへ

※代理で手続きを希望する場合は電話で問い合わせ先へ

問住民課 内線164

マイナンバーカードの
休日窓口を開設します
(事前予約制)

●とき

5月9日(土)、6月7日(日)、
7月5日(日)、8月2日(日)、
9月6日(日)、10月4日(日)、
11月1日(日)、12月6日(日)、
令和9年1月9日(土)、2月
7日(日)、3月7日(日)

午前9時〜正午、
午後1時〜3時

●ところ 住民課



●対象手続き

・マイナンバーカードの受け取り
・電子証明書の更新
・保険証情報の紐づけ
・暗証番号の初期化、再設定

●対象

・マイナンバーカードの申請
町内に住所を有する方

4月6日〜15日は
「春の全国交通安全運動」

●道路を横断するときは

「ハンド・アップ」!

横断歩道では必ず止まり、右と左をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。横断する際は手を挙げるなど、ドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断しましょう。また、横断中も周囲の状況を確認しましょう。



●横断歩道は歩行者優先!

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。道路上に横断歩道があることを示す「ダイヤモンドマーク」を見たら、横断者がいる場合には安全に

停止できるよう、スピードを落として走行しましょう。



●自転車利用の

ルールを守ろう!

道路交通法が一部改正され、令和8年4月1日より、16歳以上を対象に自転車の交通反則通告制度(青切符)が導入されます。

※青切符の対象例:ながらスマホ、信号無視、右側逆走、一時不停止、傘差し運転、無灯火運転、並進走行 など113種



問住民自治課 内線288

ひとり親家庭等に関する手当制度



ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。手当は、国の児童扶養手当、県遺児手当、町遺児手当で、すべて所得制限

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童、父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額(2026年度)	▶児童1人の場合 全額支給 48,050円 一部支給 11,340～48,040円 ▶児童2人以上の場合の加算額* 全額支給 11,350円 一部支給 5,680～11,340円 ※1人増すごとに加算	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円	児童1人につき 5,000円

があります。手当の概要や支給要件、所得制限については問い合わせ先へ

●注意

事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

●一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母などの場合、手当の2分の1が支給停止となります。

①②のいずれかに該当する方には通知を送付します。必要書類を期限内に郵送または直接問い合わせ先へ提出いただいた場合、支給停止が解除されます。

※所得や家族の状況などに変化があった場合は、この限りでない

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している
- ・求職活動などの自立を図

るための活動をしている
・身体または精神上的の障がいがある

・負傷または疾病などにより就業が困難である

・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があり、介護するため就業が困難である

②①に該当しないため、子育て支援課において相談し、そのうえで求職活動などを行った場合

●その他
必要書類などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

子育て支援課
内線140



知多中部広域事務組合の文書掲示場を変更します

これまで町の掲示場にて掲示していた知多中部広域事務組合に係る条例・規則などの公布、告示、公告などの文書を、令和8年4月1日から、原則として組合公式ホームページの電子掲示場に掲示します。なお、電子掲示場が利用できない場合は、消防庁舎東側に設置する掲示場にて掲示します。

☎ 0569(21)1490

知多中部広域事務組合 総務課

改正後
知多中部広域事務組合 公式ホームページでの掲示

改正前
東浦町 掲示場



都市計画説明会



東浦森岡栄地区（知多郡

東浦町大字森岡字栄北・栄南・取手・南古新田の各一部）について、都市計画の

決定および変更をするため、説明会を実施します。

●都市計画の内容

- ・市街化調整区域から市街化区域への変更
- ・用途地域の変更
- ・地区計画の決定

●とき

・4月24日（金）19時～（1時間程度）

・4月25日（土）10時～（1時間程度）

※両日とも同内容

※変更となる場合あり

●ところ

森岡コミュニティセンター

☎ 都市デザイン課

内線 334

●税率の改正

税率比較表のとおり改正します。

●その他

令和8年度より医療保険の保険料に子ども・子育て支援金分の保険料が上乘せされます。

※詳細はこども家庭庁ホームページ

または町ホームページ

または町ホームページ

ムページへ

☎ 国税務課

内線 119

令和8年度から国民健康保険税の税率が変わります

都市計画の決定および変更

東浦森岡南部地区について、所定の手続きを経て令和8年3月24日に告示し、次のとおり都市計画を決定しました。

① 知多都市計画区域区分の変更（愛知県決定）

② 知多都市計画用途地域の變更（町決定）

③ 知多都市計画土地区画整理事業の決定（町決定）

● 閲覧場所・問い合わせ

① 愛知県都市計画課

☎ 052(954)6515

② 町都市デザイン課

都市計画係 内線 334

③ 町都市デザイン課

基盤整備係 内線 267

①②について



③について



こども家庭庁ホームページ



町ホームページ



【令和7年度と令和8年度の税率比較表】 ※詳細は町ホームページへ

	令和7年度			令和8年度			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
医療分	7.57%	33,000円	22,700円	8.29%	35,500円	22,800円	
後期高齢支援金分	2.66%	11,000円	7,800円	2.80%	11,900円	7,700円	
介護分	2.21%	11,500円	6,000円	2.41%	12,200円	6,000円	
子ども・子育て支援金分				0.29%	1,300円	800円	100円

影響額 (例) 4人世帯(うち介護分該当2名、世帯での課税所得400万円の場合)

【改正前】73万3,100円 → 【改正後】80万5,700円